

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和5年2月28日（火）14:00～14:36
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- | | | |
|------|--------|---|
| 座長 | 中川 雅之 | 日本大学経済学部教授 |
| 座長代理 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策 研究所所長・シニアパートナー弁護士 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 順天堂大学客員教授 医療法人社団滉志会 社員・理事 |
| 委員 | 岸 博幸 | 慶應義塾大学大学院教授 |
| 委員 | 菅原 晶子 | 公益社団法人経済同友会常務理事 |
| 委員 | 本間 正義 | アジア成長研究所特別教授 |
| 委員 | 安田 洋祐 | 大阪大学大学院経済学研究科教授 |

<省庁>

- | | |
|------|------------------------------------|
| 本後 健 | 厚生労働省子ども家庭局保育課長 |
| 花山 亮 | 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担 当）補佐 |

<事務局>

- | | |
|--------|-----------------|
| 淡野 博久 | 内閣府地方創生推進事務局長 |
| 山根 英一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長 |
| 三浦 聡 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 正田 聡 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 小山内 司 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について
- 3 閉会

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「小規模保育所における対象年齢拡大措置の全国展開について」というこ

とで、厚生労働省と内閣府子ども・子育て本部にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は厚生労働省から提出をいただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

進め方でございますが、まず厚生労働省から5分程度で御説明をいただき、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと存じます。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 関係者の皆様、お忙しい中御参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから小規模保育事業における対象年齢の拡大に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めさせていただきますと思います。

早速でございますけれども、厚生労働省のほうから御説明をお願いいたします。

○本後課長 よろしく申し上げます。

厚生労働省の保育課長でございます。

本件、既に2回、ワーキンググループヒアリングを開催させていただきまして、前回おおむね方向性の合意をいただいたと思っております。さらに詳細について本日御説明をさせていただきます。

資料をおめくりいただきまして、2ページ目でございます。

これまでワーキンググループヒアリングの中で様々な御意見をいただいております。一番下にありますけれども、前回のときに児童福祉法の規定の「地域の実情」の解釈について、現場に身近な市町村がニーズにおいて柔軟に裁量を持って判断できるような在り方ということで見直すべきということにされております。

これを踏まえまして、対応案というところでございます。

子供の保育の選択肢を広げる観点から、本特例を全国展開することとする。

小規模保育事業の対象年齢の取扱いを見直すこととする。

具体的にその方法といたしまして、まず一つ目、小規模保育における3歳以上児の受入れに当たり勘案する「地域の実情」の解釈につきまして、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できるような新たな解釈を示す。具体的には後ほど御説明をいたします。

その際に、特区活用施設へのヒアリング結果を踏まえ、この特例措置で集団での遊びの種類、機会に課題があるといった点に留意が必要ということが分かってまいりましたので、集団での遊びの種類、機会を確保するように工夫、配慮を求めるということを留意事項としてお示しすることにしたいと思っております。

2点目でございます。さらに集団保育が原則であるという法体系を維持した上で、本特例で認められている3～5歳児のみの小規模保育事業を可能とする。これは児童福祉法の改正が必要になりますので、今、具体的な時期が決まっているわけではありませんが、次の児童福祉法の改正のタイミングでその在り方を検討していくことにしたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、3ページ目、真ん中辺りに児童福祉法の規定がございま

す。第6条の3第10項ということで、第1号が保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満の者について当番保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設と書いてございます。これが原則となりますけれども、第2号、満3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備、その他の地域の実情を勘案して、保育が必要と認められる児童であって満3歳以上の者について、前号に規定する施設において保育を行う事業ということになりますので、3～5歳のみという事業については、この前号に規定する施設というところを改正する必要があるということでございます。

地域の実情のところですが、その下に事業者向けFAQということで取扱いをお示ししています。過疎地や僻地などで近くに教育・保育施設がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など、市町村が特に必要と認めた場合には可能ですという形で、言わば限定列举、限定的な書き方にしております。これを見直したいということでございます。

具体的には4ページ目ですが、先ほどのただし書のところに、今回のワーキンググループヒアリングの中でも御指摘をいただきました、「発達障害又はこれに準じる子供であって、集団生活を行うことが困難であると認められ、保護者が希望する場合」、これは具体的に一つ書かせていただいた上で、「市町村が特に必要と認めた」という文言を削除し、「保育の体制整備その他の地域の実情を勘案して、満三歳以上の幼児の保育が必要な場合には」ということで、幅広く認めるという文言に直したいと考えております。

あわせて、公定価格、費用の支払いに関する通知につきましても、現在の規定に加えまして、4番目、発達障害等々という文言、それから5番目、幅広く認めるという意味で保育の体制の整備の状況その他の地域の実情を勘案して保育が必要な場合という文言を書き加えるといった形の改正をしたいと思っております。

御説明は以上でございます。

○中川座長 厚生労働省、御説明ありがとうございました。

それでは、ワーキングの委員の先生方から御質問、御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

昨年来、前向きに検討いただきまして、ありがとうございます。

資料の2ページ目の対応案は、これまで議論させていただいたことを概ね整理いただいていると思います。

確認したいのは、これらをどういうスピードで進めていくかのスケジュール感をお伺いします。まず、対応案の①についてですが、事業者向けFAQと通知の改定時期をどのように考えているか。また、その適用開始はいつ頃を予定しているのか。何か特段の理由がなければ、できるだけ早く、年度内とかにできるようにすべきではないかと思っております。

もう一点、②の児童福祉法改正のところ、次の法改正はまだはっきりしていないとい

う説明でしたが、次の法改正のタイミングで在り方を検討と表記しています。次の法改正がいつかというのものもあるのですが、前に地域限定保育士制度の全国展開という話をしましたが、それと併せた措置ということで理解していかという点を確認させていただければと思います。

ほか、示していただいたものに関しても、全体のスケジュール感を補足いただけると大変ありがたいです。よろしく申し上げます。

○中川座長 ありがとうございます。

厚生労働省、いかがでしょうか。

○本後課長 ありがとうございます。

スケジュール感について、保育の関係だと、ちょっと細かい説明になって申し訳ないですけれども、毎年度4月に入所することが多いわけですが、4月の入所に向けてはその前の年度の10月ぐらいに保護者の募集が始まります。保護者の募集をするに当たって、各自治体の保育のしおりという、我が自治体にはこういう園があって、何歳児の定員が何人ぐらいでいつまでに申し込んでくださいという保育のしおりというものを夏ぐらいに出すこととなります。もちろん令和5年度4月の入所はもう決定してしまっているのですが、令和6年4月に間に合わせるようにというのが最速のスケジュールになると思います。そうすると、夏頃に出す保育のしおりの中で、今、小規模保育で0～2歳までしか受け入れていないのだけれども、3歳、4歳、5歳でも受け入れるつもりがありますということを書いてもらわなければいけないこととなりますので、間に合うというのは、事業所がそれを判断し、自治体に変更の申請をし、自治体が認めて保育のしおりに載せるという手続に間に合うようにするという形になると思いますので、そうすると具体的な時期はあれですけれども、年度内にできれば一番いいのですけれども、年度を明けてもできるだけ早いタイミングで通知をお出ししたいと思っています。

もう一つ要素がありまして、通常こういった制度改正になると、所管の審議会には一度報告をしなければいけないわけですが、こども家庭庁ができるに当たって、この年度内に子ども・子育て会議を開く予定はもうありませんので、組織が新しくなるので、年度が明けてどこで開けるかも少し見ないといけないと思っています。ただ、それで最初に申し上げた申込みの手続やしおりに作る手続が遅れるので来年に回しますというわけにもいかないので、その辺りはこども家庭庁になって、子ども・子育て会議に代わる審議会の形態がどうなるのかを見ながら、場合によっては通知を先に出してしまうとか、そういうことができるのかどうかということも含めて少し考えたいと思います。

そういう意味で言うと、今の体制でもうぎりぎりできるタイミングがないので、年度内は少し難しいかなと。年度明けできるだけ早くというイメージかなと思っています。

○中川座長 菅原委員、どうぞ。

○菅原委員 ありがとうございます。

事情は分かりましたが、地域のニーズが今このときでもあると思うので、通知を先に出

すとか、最善の措置を考えていただきたいと思います。また、いろいろ御事情はあると思いますが、できればもう少し詳細なスケジュールを提示していただけると、こちらとしても進捗をきちんとチェックしながら進められるので、御協力いただきたいと思います。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○本後課長 分かりました。

まず一つ、自治体には正式な通知の形になるかどうか分かりませんが、この方針についてこう考えているというのはできるだけ早く伝えていきたいと思います。

それから、スケジュールについては、詳細を詰めまして、整理をして、事務局に提出いたします。

あと、いただいた2点目、法改正ですけれども、御指摘いただいた地域限定保育士については年度内に方針を整理することになっています。あちらも当然法改正が必要になってきますので、もし地域限定保育所のほうも全国展開するとなれば、同じ時期なのだろうというイメージはしております。ただ、特区の二つだけで法律を出すのが難しい可能性もありますので、児童福祉あるいは子ども・子育てに関する法改正の全体の法改正がいつどのような形になるのかということを見据えながら、それがあまり遠いということになれば、この特区だけでいつやるのかという判断もあると思いますし、その辺りは少し全体の状況も見ながら考えさせていただければと思います。

当然あまり後ろ倒しにするとか遅らせるというつもりはありませんので、そういったことで御理解いただければと思います。

○中川座長 菅原委員、よろしいでしょうか。

○菅原委員 今の状況は分かりました。ほかの改正事項と一緒にというほうが理想的だとは思いますが、全国展開を早く措置するかが重要だと思います。先延ばしすることなく対応していただきたいので、見通しができましたら適宜事務局にスケジュール感を伝えてください。よろしくお願いします。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、落合委員、お願いします。

○落合座長代理 御説明ありがとうございます。

また、いろいろ前向きに進めていただいていることについて感謝を申し上げます。私のほうから二つほどお伺いできればと思っております。

資料として本日いただいている中で、先ほどもちょうど地域限定保育士制度の全国展開の部分についてお話をいただきましたが、それとの関係で、実際に地域限定保育士の全国展開について、3～5歳児のみの施設について例えば全国展開をするような場合に、条件を付されるような部分があるのでしょうか。また、自治体の判断である程度柔軟に活用できるような整理をしていかれる御予定があるのでしょうか。自治体側である程度裁量を持って対応できる形でないとか対応が難しい部分があるのではないかと思いますので、この点についてどういう方向性でお考えかお伺いしたいと思います。

また、頂いている資料の4ページの事業者向けFAQの中で赤字にしている中で、「その他の地域の事情を勘案して、満三歳以上の幼児の保育が必要な場合」とございますが、これは今回の改定との関係である程度柔軟に判断ができるように、このような形にされているのかも伺いできればと思います。

以上です。

○中川座長 厚生労働省、お願いいたします。

○本後課長 どうもありがとうございます。

1点目の御質問、地域限定保育士についてはまだ検討中の段階ではありますが、地域限定保育士の取扱いを考えると、小規模保育事業の話とリンクさせることは基本的には考えておりません。なので、地域限定保育士のほうは地域限定保育士として制度を今、二つ、今年から三つ、自治体でやっていますけれども、それを全国でできるかどうか。その上で、試験など運用がかなり大変なので、運用上それが回るかどうかということを整理した上で、拡大するかどうかということ、地域限定保育士という中で考えていくということになると思います。

2点目のFAQですけれども、これは今、落合委員がおっしゃったとおりで、柔軟に判断してほしいという趣旨でこういった文言にしているという、これは御指摘のとおりでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

2点目の点については、御趣旨としてはそういうことかと思っておりましたが、もし可能であれば、そこが要するに裁量に委ねられていることをもう少しだけ明確にしておいていただいたほうが、自治体などによってはこのくらいの書き方でも本当に判断していいのかどうか思い悩まれるような場合もあり得るかとも思いました。そういった点について、内容を変えてくださいという意味ではありませんので、少し書きぶりについて御検討いただけないかということです。

一方で、1点目のほうですが、地域限定保育の保育士制度について、状況も見ながらという点や、別のものとしてという点については分かりました。もともと去年の3月のヒアリングの際には、保育士不足の解消のため、通常の保育士に加えて地域限定保育士の確保が必要な場合に限って実施できるような形でおっしゃっていただいたこともありましたので、こういった限定が実際どの程度つく可能性があるのかという点や、3～5歳児の関係の施設でどうなのかをお伺いできればと思っておりました。その点について補足をお聞きできませんでしょうか。

○中川座長 厚生労働省、お願いします。

○本後課長 まず、FAQにつきましては検討させていただきます。法令の文言上はこれぐらいが通常書き方なので、ぎりぎりかなと思いますが、ただ、おっしゃったように柔軟にとかいう趣旨はお伝えすべきだと思いますので、文言に入れられるのかどうか、あるいは別の形でもこういう趣旨ですということをお明確にお伝えするのかどうかということ、伝え方も

含めてここは検討させていただければと思います。

2点目は、御質問の趣旨は今、理解をいたしました。具体的には今、検討しているところですので、その中で踏まえるというか、意識して少し検討したいと思いますが、3～5歳とかいう限定の仕方はやや制度が複雑になりますので、そういうことは基本的には考えておりませんということでございます。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

1点目のほうはまだ御検討中ということでもありますので、制度自体の最終的なしつらえはいろいろあり得るとは思いますが、少なくともある程度柔軟に利用できるように、利用できる場合が限定的にならないようにという点を議論してきておりましたので、特にお願いをしっかりとすべき点だと思っていますので、その点については十分御考慮の上、今後、御検討を進めていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

安田委員、お願いします。

○安田委員 まずは、前回のワーキンググループヒアリングを踏まえて、大幅に扱いの方向性を変更いただいたことに感謝いたします。

先ほど落合委員からも書きぶりについて、FAQの文言について御質問、御意見がありましたけれども、私も1点気になったのが、Q7ともう一個のほう、それぞれに含まれているのですけれども、「発達障害又はこれに準ずる子どもであって集団生活を行うことが困難であると認められ」という、長い三つぐらいの条件が課されている箇所があるのです。これは「発達障害又はこれに準ずる子供であって」というのを入れなければいけない何か積極的な理由があるのでしょうか。

ちょっと思ったのは、この文言がなくても、「集団生活を行うことが困難で、かつ保護者が特定地域型保育事業の利用を希望する場合」であれば、活用いただいて構わないのではないかという気もするのです。なぜこの点にこだわっているかということ、親御さんがお子さんを見ていて、集団生活に向いていない、できれば小規模保育がいいと思っても、文言として発達障害という言葉が書いてあると、自分の子供が発達障害ではないと使えないのだという形で、かなりハードルが高くなるのではないかと。あと、ちょっとうがった見方をすると、素直にこの文言を読むと、集団生活を行うことが困難で、親が特定地域型保育事業の利用を希望していても、「発達障害またはこれに準ずる子供でない場合」には集団保育をさせるべしと国が言っているように読めるのですけれども、そこまで強く要求されたいのかということを確認したいです。

○中川座長 厚生労働省、お願いいたします。

○本後課長 二つ目におっしゃった逆読みの趣旨について、そういう趣旨はありませんので、そこはまずお答えしたいと思います。

その上で、ここに「発達障害またはこれに準ずる子供であって」とあえて記載をしまし

たのは、裁量といっても実際自治体の運用の中だと、割と自由にできたら本当に自由にするとところばかりかという、必ずしもそういうことではないと思っていまして、例示の一つになりますので、対象にする具体的なイメージはどういうものなのかというものを分かりやすくお伝えするという意味で、このワーキンググループヒアリングの中でも障害のあるようなお子さんということはかなり御指摘いただいていたと思いますので、分かりやすさという意味で例示を加えているということでもあります。

その上で、全体のバスケットクローズ的な文言で全て受けているというところで、柔軟な取扱いを担保するという趣旨かなと思っています。

○安田委員 具体的に発達障害に関する言語を入れることで、例として分かりやすくなるというある種のメリットがあるというのはおっしゃるとおりかもしれません。ただ、一方で、割と強い表現でもあると思うので、それがあって利用を妨げるというデメリットもあるのではないかと個人的には感じています。この辺り、もし可能であれば少し文言について、先ほどの落合委員とは指摘したポイントが違うのですけれども、再度御検討いただければと思います。

私からは以上です。

○中川座長 厚生労働省、どうぞ。

○本後課長 趣旨は分かりました。「であって」という言葉がおそらく結構強いイメージになるということだろうと思いますので、そういう御趣旨を踏まえて修文については考えたいと思います。

○中川座長 今の話を聞いていて、文言上はバスケットクローズになっているので、広い裁量を認めていただいているのだと存じますけれども、お二方の委員のお話で、少し例示に引きずられて困ってしまう市町村もいるのかなという御指摘だと思います。

我々としては、特区でやっている西宮の事例などは、まさに我々が想定している部分でもございますので、そういったようなものも含めて、市町村にはこういったようなものも今回の措置に含まれるというような、そういう例示を少しFAQの中で増やしていただくとか、工夫の余地はたくさんあるように思いますので、御検討いただければありがたいなと思います。

そのほかの委員の方で御発言いただく方、いらっしゃいますでしょうか。

本間委員、お願いします。

○本間委員 今の議論で、駄目押し的な話になりますが、この赤字のところを読む限りにおいては、例えば「発達障害又はこれに準ずる子ども」だとか、それから「集団生活を行うことが困難であると認められる」というのは誰が認定するのかというような疑問も出てくるのです。ですから、これは市町村が自由に判断できるのだということが分かるような文章で発出していただければと思います。

見る限りはまだ縛りがあるのかなという印象を持ってしまいますので、そこはお二方が言われたことに加えて、駄目押し的ですけれども、文言について工夫していただければと

思います。

以上です。

○中川座長 非常に誠実に御対応いただいておりますので、市町村のほうでこの必要性とか地域の事情をきちんと考えていただきたいというようなこと、趣旨自体はお酌み取りいただけるのではないかなと思っております。

ほかに委員の先生方、よろしいでしょうか。

よろしければ、何点か御指摘がありましたけれども、できるだけ早い全国展開ということで、FAQや通知といったものを保育園の通常の年間運営のスケジュールに合わせてきちんとやっていただくとともに、早めに自治体には御連絡いただくとか、そういった措置をお願いしたいと思っております。事務局には、スケジュールを、少し細かいものを情報提供いただければと思っております。

それから、法改正につきましては地域限定保育士と同じようなタイミングでやっていたくつもりだということを今回確認させていただいたということだと思います。

それから、市町村に大きな裁量を与えるような形でFAQあるいは通知を工夫していただくというようなことにつきまして、お願いを申し上げたいと思っております。

そういうことでよろしければ、これをもちまして小規模保育事業における対象年齢の拡大に関する厚生労働省の国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを終了したいと思います。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。